

Ⅱ 農業構造

農業就業人口・農家戸数

○農業就業人口は3万8,736人（販売農家）

平成27年の農業就業人口は3万8,736人で、65歳以上が占める割合が7割を超え、また女性の割合が過半を占めています。

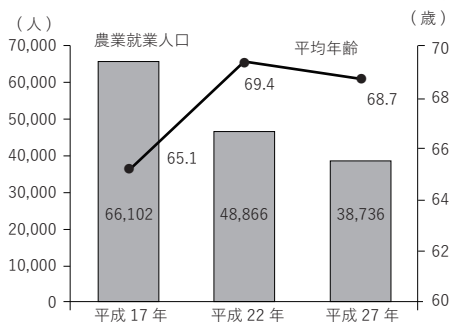
また、農業就業人口の平均年齢は68.7歳で、5年前の前回調査時に比べ0.7歳若返りました。

(単位：人、%)

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農業就業人口	79,746	66,102	46,866	38,736
うち65歳以上	46,998	42,839	34,206	27,969
割合	58.9%	64.8%	73.0%	72.2%
男性	31,441	28,027	22,683	18,933
女性	48,305	38,075	24,183	19,803
女性が占める割合	60.6%	57.6%	51.6%	51.1%

農林水産省「2015年農林業センサス」

農業就業人口と平均年齢



○総農家数は6万790戸、販売農家数は2万8,511戸

総農家数は6万790戸で、前回調査時の平成22年に比べ14.1%減少しました。

また、販売農家は2万8,511戸で、平成22年に比べ21.6%減少しました。

(単位：戸)

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	構成比	構成比 (全国)	説明
総農家数	84,764	78,459	70,770	60,790	100%	100%	経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上の世帯
販売農家	55,340	44,815	36,345	28,511	46.9%	61.7%	経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の世帯
自給的農家	29,424	33,644	34,425	32,279	53.1%	38.3%	販売農家以外の農家

農林水産省「2015年農林業センサス」

(参考)

(単位：戸)

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	680,317	713,452	737,151	753,212
うち農家が占める割合	12.5%	11.0%	9.6%	8.1%

県統計課「岐阜県人口動態統計調査結果」／農林水産省「2015年農林業センサス」

農業経営体の状況

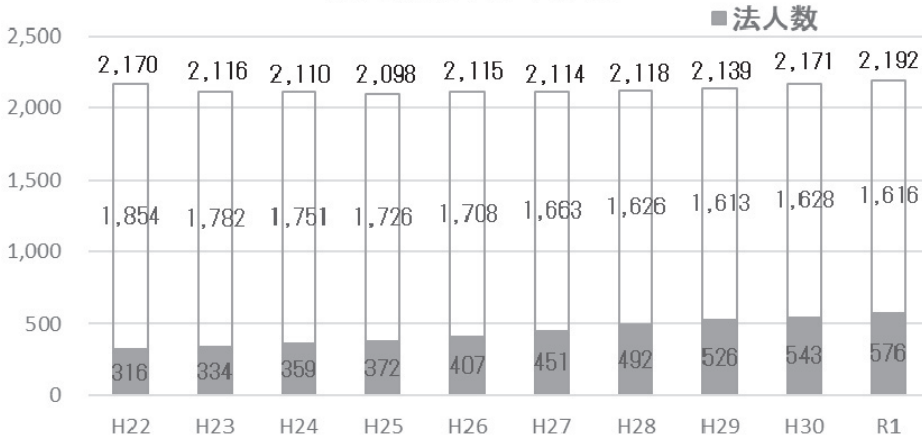
○認定農業者は2,192経営体、施設野菜単一経営が28%

令和元年度の認定農業者数は2,192経営体で、前年度と比べ21経営体増加しました。

営農類型別に見ると、施設野菜が28%を占め、稲作が17%でそれに続いています。

市町村別に見ると、高山市が25%を占め、岐阜市7%、郡上市が6%で続いています。

認定農業者の推移



営農類型別認定農業者数

営農類型	経営体数
稲作	363
麦類作	1
雑穀・いも類・豆類	10
工芸農作物	27
露地野菜	86
施設野菜	618
果樹類	102
花き・花木	95
その他の作物	18
酪農	68
肉用牛	180
養豚	25
養鶏	52
その他の畜産	11
複合経営	536
合計	2,192

市町村別認定農業者数

(数値は令和2年3月末現在)

市町村名	認定農業者数	
	認定農業者数	うち法人
岐阜市	148	30
羽島市	34	8
各務原市	58	8
山県市	23	16
瑞穂市	19	8
本巣市	49	25
岐南町	0	0
笠松町	2	0
北方町	8	0
岐阜農林事務所小計	341	95
大垣市	63	23
海津市	117	44
養老町	68	32
垂井町	30	12
関ヶ原町	5	4
神戸町	39	12
輪之内町	26	12
安八町	22	3
西濃農林事務所小計	370	142

市町村名	認定農業者数	
	認定農業者数	うち法人
揖斐川町	81	17
大野町	45	10
池田町	40	9
揖斐農林事務所小計	166	36
関市	67	25
美濃市	14	2
中濃農林事務所小計	81	27
美濃加茂市	59	9
可児市	9	5
坂祝町	7	1
富加町	14	2
川辺町	14	6
七宗町	1	0
八百津町	8	4
白川町	24	7
東白川村	14	2
御嵩町	6	4
可茂農林事務所小計	156	40

市町村名	認定農業者数	
	認定農業者数	うち法人
郡上市	142	28
郡上農林事務所小計	142	28
多治見市	7	4
瑞浪市	23	17
土岐市	5	1
東濃農林事務所小計	35	22
中津川市	128	35
恵那市	75	24
恵那農林事務所小計	203	59
下呂市	65	19
下呂農林事務所小計	65	19
高山市	543	78
飛騨市	85	28
白川村	5	2
飛騨農林事務所小計	633	108
県計	2,192	576

県農業経営課調べ

認定農業者制度

認定農業者制度は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、国、県、市町村が認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするものです。

○認定新規就農者数は 224 経営体

令和元年度の認定新規就農者数は、224 経営体となっています。

認定就農者・認定新規就農者の認定状況

(単位：経営体)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
認定就農者新規認定件数	8	7	8	26	24	28	24	32	/	/	/	/	/	/
認定新規就農者認定件数	/	/	/	/	/	/	/	/	52	59	76	63	50	32

認定新規就農者制度

認定新規就農者制度は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

○農業法人は 681 法人

農業を営む法人を総称して一般的に農業法人といいます。令和2年3月末現在の農業法人は681法人で、前年度に比べ23法人増加しました。営農類型別では、米・麦・豆類296、畜産121、野菜104の順となっています。農業法人の形態別では、農事組合法人254、有限会社200、株式会社197の順となっています。

農業法人と農地所有適格法人の推移

(単位：経営体)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
農業法人	417	455	486	506	527	587	621	646	658	681
うち農地所有適格法人	216	240	248	255	273	319	342	369	371	380

令和2年3月末現在 岐阜県農業会議調べ

営農類型別農業法人

(単位：経営体)

営農類型	米・麦・豆類	野菜	花き	果樹	畜産	茶	その他
農業法人	296	104	52	27	121	18	63
うち農地所有適格法人	234	45	24	11	45	7	14

令和2年3月末現在 岐阜県農業会議調べ

形態別農業法人

(単位：経営体)

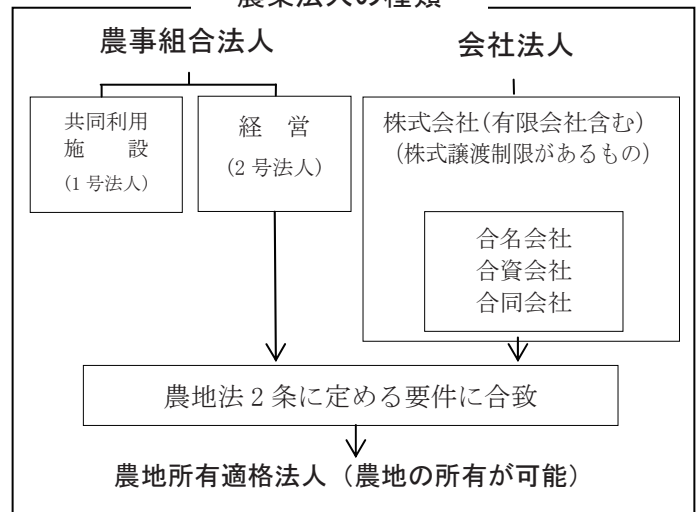
形態	農事組合法人1号	農事組合法人2号	農事組合法人1・2号	株式会社	有限会社	合資会社	合同会社	その他
農業法人	30	76	148	197	200	2	12	16
うち農地所有適格法人	0	63	111	87	111	1	7	0

令和2年3月末現在 岐阜県農業会議調べ

※農地所有適格法人

農業法人のうち、農地を所有して農業を営むことができる法人を農地法上「農地所有適格法人」といいます。

農業法人の種類



○企業等の農業参入について

平成 22 年 11 月の農地法の改正により農外企業が農業に参入しやすくなったことから、農業参入法人は増加しており、令和 2 年 3 月末現在で 145 社となっています。

農業参入法人 145 社のうち、建設業が 26 社と最も多く、次いで製造業が 22 社、食品関連業が 22 社となっています。

他産業からの農業参入については、地域の農業の担い手としてだけでなく、地域全体の活性化につながる役割も期待されています。

農業参入法人のタイプ

<p>○農業法人設立タイプ</p> <p>関連会社として農地所有適格法人を設立し、農地の権利を取得して農業を開始</p>	<p>○農地権利取得タイプ</p> <p>農地法又は農業経営基盤強化促進法等に基づき、解除条件付きで農地の権利を取得して農業を開始（特定法人含む）</p>	<p>○農地未利用タイプ</p> <p>野菜工場や水耕栽培施設等農地を利用しない農業を開始</p>
--	---	---

農業参入法人数の推移

(単位：社)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
農業参入法人数	42	50	59	72	81	97	102	116	137	145

令和 2 年 3 月末現在 県農業経営課調べ

農 家 経 済

○農産物販売金額が1億円を超える経営体（販売農家）は119経営体

平成27年の販売農家のうち農産物販売金額が1億円を超える経営体は119経営体で、平成22年と比べ、20経営体増加しました。

販売農家の規模別の内訳を見ると、販売金額が50万円以上100万円未満の経営体が最も多く、全体の36.9%を占めています。

また、平成12年から平成27年にかけて、販売金額が1000万円以上の経営体の割合は年々増加しています。

農産物販売金額規模別経営体数

(単位：経営体)

	計	50～ 100万円	100～ 500万円	50～ 1,000万円	1,000～ 5,000万円	5,000万～ 1億円	1億円以上
平成12年	16,655	8,086	5,443	1,445	1,681 [※]	—	—
割合 (%)	100	48.5	32.7	8.7	10.1	—	—
平成17年	13,737	6,215	4,821	1,141	1,400	117	43
割合 (%)	100	45.2	35.1	8.3	10.2	0.9	0.3
平成22年	10,586	4,250	3,831	988	1,260	158	99
割合 (%)	100	40.1	36.2	9.3	11.9	1.5	0.9
平成27年	8,595	3,175	3,098	855	1,186	162	119
割合 (%)	100	36.9	36.0	9.9	13.8	1.9	1.4

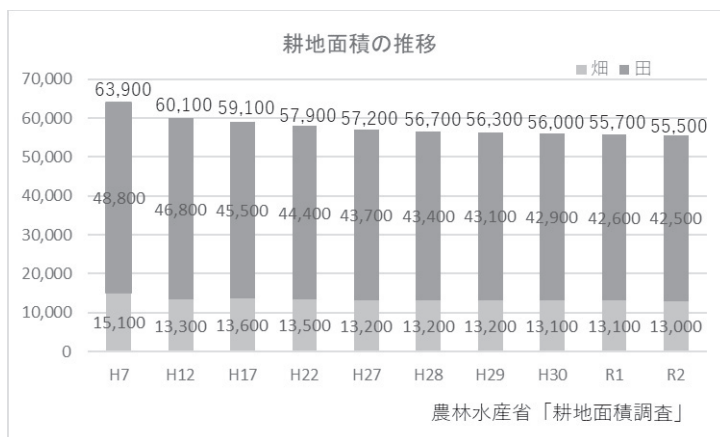
農林水産省「2015年農林業センサス」

※平成12年に実施された「2000年世界農林業センサス」では販売金額が3,000万円以上の経営体数は一括りで集計。

農 地

○耕地面積は5万5,500ha

令和2年の耕地面積は5万5,500haで、前年に比べ200ha減少しました。これは、耕作放棄等によるかい廃等があったためです。



○耕地利用率は86.0%

令和元年農作物の作付延べ面積は、4万7,900haで、前年に比べ500ha減少しました。主なものとして、水稲は増減なし、麦類が100ha増加しましたが、その他作物が600ha減少しました。耕地利用率は0.4ポイント減少し86.0%でした。

○農業振興地域は15万8,624ha、うち農用地区域は5万1,491ha

令和元年12月現在の農業振興地域の面積は15万8,624haで、このうち農用地等として利用する農用地区域面積は5万1,491haです。

農業振興地域制度の管理面積（令和元年12月現在）

(単位：ha)

項目	農用地計	農用地				混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林	その他	合計
		田	畑	樹園地	採草放牧地					
農業振興地域	58,541	41,664	9,165	5,203	2,509	2,580	541	24,252	72,710	158,624
農用地区域	46,543	35,660	5,000	3,585	2,298	1,915	505	2,383	145	51,491

県農村振興課調べ

○中山間地域の直接支払制度による令和2年度の農地保全面積は9,023ha

中山間地域など農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した集落や農業者に対して交付金を交付することにより、耕作放棄地の発生防止を図っています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
実施市町村数	24	24	24	24	24	25	25
協定数	910	870	883	886	888	888	853
交付対象面積(ha)	9,146	8,951	9,040	9,094	9,118	9,134	9,023
交付金額(百万円)	1,257	1,233	1,243	1,256	1,259	1,265	1,290
対策期間	第3期		第4期			第5期	

県農村振興課調べ

○耕作放棄地面積は中山間地域が2/3

担い手の不足、農産物価格の低迷、鳥獣被害の発生等により、近年耕作放棄地が拡大しています。中山間地域は生産条件が不利であることから、耕作放棄地全体の2/3を占めています。

項目	平成22年	平成27年	対平成22年増加率%
耕作放棄地面積ha	5,490(100)	6,188(100)	12.7
平坦地域	1,825(33)	2,187(35)	19.8
中山間地域	3,665(67)	4,001(65)	9.2

農林水産省「2015年農林業センサス」

○耕作放棄地活用面積は93ha

県と地域が共同で草刈りや農作物の植付け等を行う「農地イキイキ再生週間」の実施や地域再生協議会による解消活動、農外企業による耕作放棄地を活用した農業生産の支援等、耕作放棄地解消のための取組みを実施しています。

(単位：ha)

	H28	H29	H30	R1
耕作放棄地活用面積	134	110	124	93

県農村振興課調べ(R1 荒廃農地調査 R2.3末)